建物等の耐震化率について
（2026年 4 月 1 日現在）

学校施設は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、所有者に耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されるとともに、大学は、学校教育法及び同法施行規則により学生の教育研究環境を含めた教育研究活動等についての情報を公表することが求められています。

文部科学省高等教育局の「2026 年度私立学校校舎等実態調査」（以下 実態調査） に基づく校舎等の耐震化率は以下のとおりです。

（分母 A）「実態調査」対象施設の延床面積合計 ：41,592 ㎡
（分子 B） a または b に該当する建物の延床面積の合計：41,592 ㎡
a.新築年月日が 1981 年(昭和 56 年)6 月 1 日以降の建物：30,739 ㎡
b.新築年月日が 1981 年(昭和 56 年)5 月 31 日以前の建物のうち、耐震診断を実施済で、耐震性能を有しているあるいは耐震補強済の建物：10,853 ㎡

耐震化率（B/A） ： 100 %

以上

学校法人 福岡女学院